

第１部 青森県人事行政の運営状況の概要

I 任用の状況

１ 定数

（１）職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由は、次のとおりです。

区 分		職員数 （人）			主 な 増 減 理 由
		R6. 4. 1 A	R7. 4. 1 B	増減 B-A	
一般行政部門	議 会	26	26	0	
	総務企画	785	828	43	国民スポーツ大会準備体制の強化など
	税 務	178	175	▲3	業務体制の見直しなど
	民 生	477	492	15	児童相談所体制の強化など
	衛 生	527	529	2	組織再編による業務体制の見直しなど
	労 働	84	83	▲1	業務体制の見直しなど
	農林水産	1,002	983	▲19	業務体制の見直しなど
	商 工	158	146	▲12	業務体制の見直しなど
	土 木	617	623	6	業務体制の見直しなど
	小 計	3,854	3,885	31	
特別行政部門	教 育	10,422	10,235	▲187	学級数の減少による業務減など
	警 察	2,661	2,660	▲1	警察官の欠員
	小 計	13,083	12,895	▲188	
普通会計 計		16,937	16,780	▲157	
公営企業等会計部門	病 院	1,265	1,288	23	診療機能体制の強化など
	下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	32	33	1	育休代替職員の配置
	小 計	1,303	1,327	24	
合 計		18,240	18,107	▲133	

（注）職員数には、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含む。

(2) 職員数の推移

①部門別（一般行政・教育・警察）の職員数の推移は、次のとおりです。

【一般行政部門】

対象…一般行政部門（教育、警察、病院及び公営企業を除く部門）

年度 人数（人）	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
職員数	3,849	3,800	3,806	3,805	3,802	3,859	3,875	3,904
前年との増減	8	▲49	6	▲1	▲3	57	16	29

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

【教育部門】

対象…教育庁及び学校以外の教育機関

年度 人数（人）	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
職員数	472	460	464	464	480	481	486	495
前年との増減	▲1	▲12	4	0	16	1	5	9

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

【警察部門】

対象…警察部門の一般職員

年度 人数（人）	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
職員数	366	366	366	366	366	366	366	366
前年との増減	0	0	0	0	0	0	0	0

※暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

②会計年度任用職員（フルタイム）の職員数の推移は、次のとおりです。

年度 人数（人）	R2	R3	R4	R5	R6	R7
知事部局	38	52	57	67	64	87
病院局	52	77	71	78	46	49
教育庁等	42	38	27	28	32	32
警察	1	1	15	12	15	11

※「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指す。

2 採用

(1) 新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則としており、大学卒業程度、短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度の職員採用試験並びに警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難しい場合については、選考による新規採用を行っています。

新規採用の状況は、次のとおりです。

区 分		R6. 4. 1 付けの 新採用者数（人）	R7. 4. 1 付けの 新採用者数（人）
競争試験 合計		243	251
	大学卒業程度 計	122	108
	行政	69	63
	警察行政	1	5
	病院運営	5	3
	化学	1	3
	心理	5	1
	福祉	3	5
	保健師	10	3
	農学	8	8
	畜産	2	1
	林業	1	0
	水産	0	0
	総合土木	14	11
	建築	2	1
	設備	0	2
	警察科学（農芸化学）	1	－
	警察科学（化学）	－	1
	警察科学（心理）	－	1
	大学卒業程度（社会人枠） 計	11	19
	行政	4	9
	心理	0	0
	福祉	1	4
	保健師	1	0
	農学	1	0
	林業	1	0

		総合土木	2	2
		建築	0	3
		設備	1	1
	短期大学卒業程度 計		2	3
		栄養士	1	2
		司書	1	1
	高等学校卒業程度 計		38	48
		一般事務	2	2
		教育事務	23	24
		警察事務	6	11
		農学	2	2
		畜産	1	0
		林業	1	3
		総合土木	3	6
	警察官 計		70	73
		警察官 A（大学卒業程度）	33	30
		警察官 B（高等学校卒業程度）	37	43
	選考採用 合計		397	438
		教員	285	286
		医師	0	0
		獣医師	1	5
		看護師	43	55
		薬剤師	0	4
		障がい者	5	3
		任期付職員※	48	65
		その他	15	20

（注）国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていない。

※一部訂正のお詫び

昨年度（令和6年度）の選考採用における「任期付職員」について、集計ミスによる誤りが判明したため、正確な数値に訂正させていただきます。

(2) 障がい者の採用状況

障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により全ての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

令和6年6月1日時点で、知事部局では91人の障がい者を任用し障がい者雇用率は3.02%(法定雇用率2.80%)、病院局では21人を任用し障がい者雇用率は2.23%(同2.80%)、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では175人(県費負担教職員を含む。)を任用し障がい者雇用率は2.35%(同2.70%)、警察本部では14人を任用し障がい者雇用率は3.65%(同2.80%)という状況となっています。

(注) 1 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障がい者雇用率

2 県費負担教職員：県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員

(3) 任期付職員の採用状況

公務の能率的運営を確保するため、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用しており、一般行政職を132人、病院局において1人、教育庁において13人を任用しています(令和7年4月1日現在)。

3 退職

(1) 退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職(本人の自発的な意思に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など)があります。

なお、令和5年4月から定年年齢が2年に1歳ずつ引き上がり、令和13年度に65歳となるため、引上げの期間中は、定年退職者のいない年が1年おきにあります。

令和6年度中の退職者の状況は、次のとおりです。

区 分		知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計
退職者数 (人)		240	85	622	90	1,037
内 訳	定年退職者	52	11	225	27	315
	普通退職者 (60歳退職者)	38	0	145	26	209
	その他の普通退職者など	150	74	252	37	513

(注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。

2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員(県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員)を含めている。(以下同じ。)

(2) 再任用の状況

令和5年4月から令和13年度までの段階的な定年年齢の引き上げ期間中の暫定的な措置として、定年後も65歳までフルタイム又は短時間勤務職員として再雇用される「暫定再任用」と、60歳到達後に一旦退職し、定年退職の年齢となるまでの期間、短時間勤務職員として再雇用される「定年前再任用」の2種類があります。

その任用状況は、次のとおりです。

区 分		R6. 4. 1時点の任用総数					R7. 4. 1時点の任用総数				
		知 事 部局等	病院局	教育庁 等※	警 察	計	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計
再任用者数（人）		162	29	486	70	747	155	27	490	72	744
内 訳	フルタイム勤務 （暫定再任用）	150	24	466	70	710	143	23	454	72	692
	短時間勤務 （暫定再任用）	10	5	4	0	19	12	4	23	0	39
	短時間勤務 （定年前再任用）	2	0	16	0	18	0	0	13	0	13

（注）「短時間勤務」とは、1週当たり19時間22分30秒の勤務を指す。

※一部訂正のお詫び

昨年度（令和6年度）の「教育庁等」に関する再任用者数について、集計ミスによる誤りが判明したため、正確な数値に訂正させていただきます。